

墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(対象者)</p> <p>第3条〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子どもを養育している者は、当該子どもに係る医療費の助成については、対象者としなない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〔略〕 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の3第8項</u>に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法<u>第6条の4第1項</u>に規定する里親に委託されている者 <p>(医療証の助成方法)</p> <p>第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は<u>手当</u>を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。</p> <p>2〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条〔略〕</p> <p>2〔同左〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〔略〕 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2第8項</u>に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法<u>第6条の3第1項</u>に規定する里親に委託されている者 <p>〔同左〕</p> <p>第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は<u>手当</u>を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。</p> <p>2〔略〕</p>

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。